

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

## 茅ヶ崎市条例第 2 1 号

### 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年茅ヶ崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「、内国旅行の旅費については食卓料として 1 夜につき 2, 4 0 0 円、外国旅行の旅費については別表第 2」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

#### 1 航空賃、宿泊料及び食卓料

| 旅客運賃の等級を 2 以上の階級に<br>区分する航空路による外国旅行に<br>係る航空賃 | 宿泊料<br>( 1 夜につき ) | 食卓料<br>( 1 夜につき ) |
|-----------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 最上級の直近下位の級の旅客運賃                               | 1 5, 0 0 0 円      | 6, 0 0 0 円        |

別表第 2 を別表とする。

#### 附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。